

『IP電話個別規約』

第1条(適用)

1. 本個別規約は、株式会社NTTドコモ(以下「当社」という)が定める、「ぷらら法人標準規約」(以下「標準規約」という)において、会員に提供するIP電話サービス(以下「法人法人ぷららIP電話」)の提供条件を定める個別規約(以下「本個別規約」という)として発効します。
2. 当社は次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本個別規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
 - (1)本個別規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - (2)本個別規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第2条(法人ぷららIP電話)

1. 以下に定義する法人法人ぷららIP電話は、標準規約第2条により入会契約が成立した会員が当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い手続きを完了した時から利用できるものとします。
2. 以下に定める種別の法人法人ぷららIP電話を提供するものとします。また、法人法人ぷららIP電話の種別を追加する場合は、当社が運営するWebページその他の媒体で通知するものとし、その対応時期についても同様とします。

法人法人ぷららIP電話		条件
ビジネスぷららフォン for フレッツ (以下「フレッツフォン」という)	レギュラープラン	・標準規約への同意および以下のいずれかの契約の1ログインIDに1契約可能とする。 ・接続サービス個別規約 ・えでゅけっと個別規約 ・前項契約について、フレッツ・ADSL対応コースあるいはフレッツ光対応コースを利用していること。
	マルチプラン	・NTT東日本・西日本のフレッツ・ADSL あるいはBフレッツ、フレッツ光ネクストを契約し利用していること。 ・広帯域(利用実行速度300kbps以上/1通話)のIP通信が可能である環境を準備していること。

当社は、フレッツフォン利用のために「050」から始まる専用番号(以下「専用番号」という)を付与することとする。

3. その他、以下の通信に制限がある場合があります。
 - (1)SuperG3/G4FAX 等のFAX通信モード
 - (2)パケット通信
 - (3)携帯電話、PHSの一部地域、サービスにおける通話
 - (4)その他利用形態等によりサービスレベルの変動・制限のある場合があります。
4. 第2項から3項までに定める詳細な仕様については、標準規約7条に定める方法で会員に周知するものとし、会員は適宜これを確認するものとします。

第3条(条件)

1. 会員は法人ぷらら IP 電話を利用するためのID、電話番号(登録番号、専用番号)等の管理責任を負うものとし、当該番号の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負い、当社に帰責させないものとします。
2. 会員が法人ぷららIP電話を利用すること、又は法人ぷららIP電話関連設備が当社の設備であると、当社の提携業者、又は当社以外の電気通信事業者の設備であるとを問わない、以下同じ)の故障、保守その他原因を問わず、法人ぷららIP電話を利用できないことに関連して、会員が被るかもしれない全ての損失、損害、不便、不都合、影響、結果等、契約上、又は不法行為上の全ての責任から当社は免責されるものとします。
3. 当社は、標準規約第19条に定める事象の他、以下の事象が発生した場合法人ぷららIP電話の提供を中断することができるものとし、この場合生じた会員、利用ユーザ、第三者の損害についても同条に則するものとします。
 - (1)通信量の増大によるネットワークの圧迫発生。
 - (2)当社、当社の提携業者、又は当社以外の電気通信事業者の法人ぷららIP電話に関連する設備、回線等の設置工事、切り替え工事、障害又は保守等により、やむを得ず法人ぷららIP電話の提供を一時的に中断せざるを得ない場合
4. 会員が法人ぷらら IP電話を利用するにあたり、標準規約第15条に定める他、以下の行為を禁じます。
 - (1) 故意に通信を保留したまま放置したり、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
 - (2) 故意に相手先の応答前に発信をとりやめること反復等、通信の輻輳を生じる恐れのある行為。
 - (3) その他サービスの品質を低下させるような行為や、当社の信頼を損なわせるような行為
5. 会員は法人ぷららIP電話を利用するために必要な機器や環境、また各電気通信サービスを、会員の責任と費用によって準備するものとします。
6. 法人ぷららIP電話を利用するにあたり、必要となるシステム動作条件は、当社が別途定めるところによります。
7. 当社は、法人ぷららIP電話に関する通話品質又は接続に関する保証を一切行いませんが、会員が法人ぷららIP電話利用において通話品質の低下等何らかの異常を感じ、当社にその旨を申し立てた場合、善良なる管理者の注意義務をもって合理的な範囲内で、適切な対応をとるものとします。
8. 当社は、第2条に定める法人ぷららIP電話にお申込みいただいた会員を、標準規約および本個別規約にご同意いただいた

たものとみなします。

第4条(料金)

1. 法人ぷららIP電話の利用料金額は標準規約第12条(利用料金等)及び第14条(料金の計算)に従い、料金表に定めるとおりとします。
2. 支払い方法は、標準規約第13条(請求及び支払い)に定めるとおりとします。
3. 法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、法人ぷららIP電話のホームページに定めるところによります。
4. 会員は法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を当社に支払うものとします。
5. 法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いについて、会員と当社との間に生じる問題を理由として、会員が支払いを拒む場合には、当社は、当該紛争期間中において、当該会員による法人ぷららIP電話の利用を停止することができるものとします。
6. 当社は、本個別規約に異なる定めのある場合を除き、法人ぷららIP電話に関して、契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、会員から受領した法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他の債務の払い戻しは行いません。ただし、法人ぷららIP電話の解約が当社の責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。
7. 法人ぷららIP電話をご解約希望の場合、解約の指定をいただいた日から、実際に通話不可となるまでの間に通話が発生した場合、当社は会員に対し、従量制通話料金を請求できるものとします。

第5条(その他)

1. 会員は、標準規約に基づき退会あるいは会員資格を失った場合、法人ぷららIP電話の利用は当然にできなくなるものとします。
2. 法人ぷららIP電話の利用について本個別規約に定めのない事項は、標準規約が適用されるものとします。

料金表

1. 初期料金(全て税抜料金で表記)

法人ぷららIP電話			初期料金
レギュラープラン	初期設定費用	1契約	0円
マルチプラン	初期登録料金	1契約	500円
	チャンネル(同時接続)設定変更料金	1工事	1,000円
	050番号設定変更料金	1番号	500円

2. 月額料金(全て税抜料金で表記) ※別途従量制通話料金がかかります。

法人ぷららIP電話			月額料金
レギュラープラン	最低通話料金(※)		2,000円
	ユニバーサルサービス料		—
	電話リレーサービス料		—
マルチプラン	基本料金	1番号2チャンネル(同時接続)	360円
	追加チャンネル(同時接続)利用料金	3チャンネル(同時接続)以上利用時の1チャンネル(同時接続)あたりの追加料金	180円
	050番号追加料金	2番号以上利用時の1番号の追加料金	100円
	ユニバーサルサービス料		—
	電話リレーサービス料		—

(※)最低通話料金は国内(固定電話、携帯電話、PHS、有料IP電話)への通話2,000円分の通話料金を含みます。通話料金が2,000円に満たない場合でも、2,000円は発生します。

附則

本規約は2003年08月06日より改定実施するものとします。
本規約は2004年03月01日より改定実施するものとします。
本規約は2004年06月01日より改定実施するものとします。
本規約は2004年12月01日より改定実施するものとします。
本規約は2005年11月30日より改定実施するものとします。
本規約は2008年03月01日より改定実施するものとします。
本規約は2008年09月18日より改定実施するものとします。
本規約は2018年01月01日より改定実施するものとします。
本規約は2020年03月31日より改定実施するものとします。
本規約は2021年07月01日より改定実施するものとします。
本規約は2022年07月01日より改定実施するものとします。